

統計特例という扉—個人情報保護法改正は Palantir への道を開くか

——国家情報局・重要インフラ事業者、誰がこの扉を使うのか——
政策ブリーフ

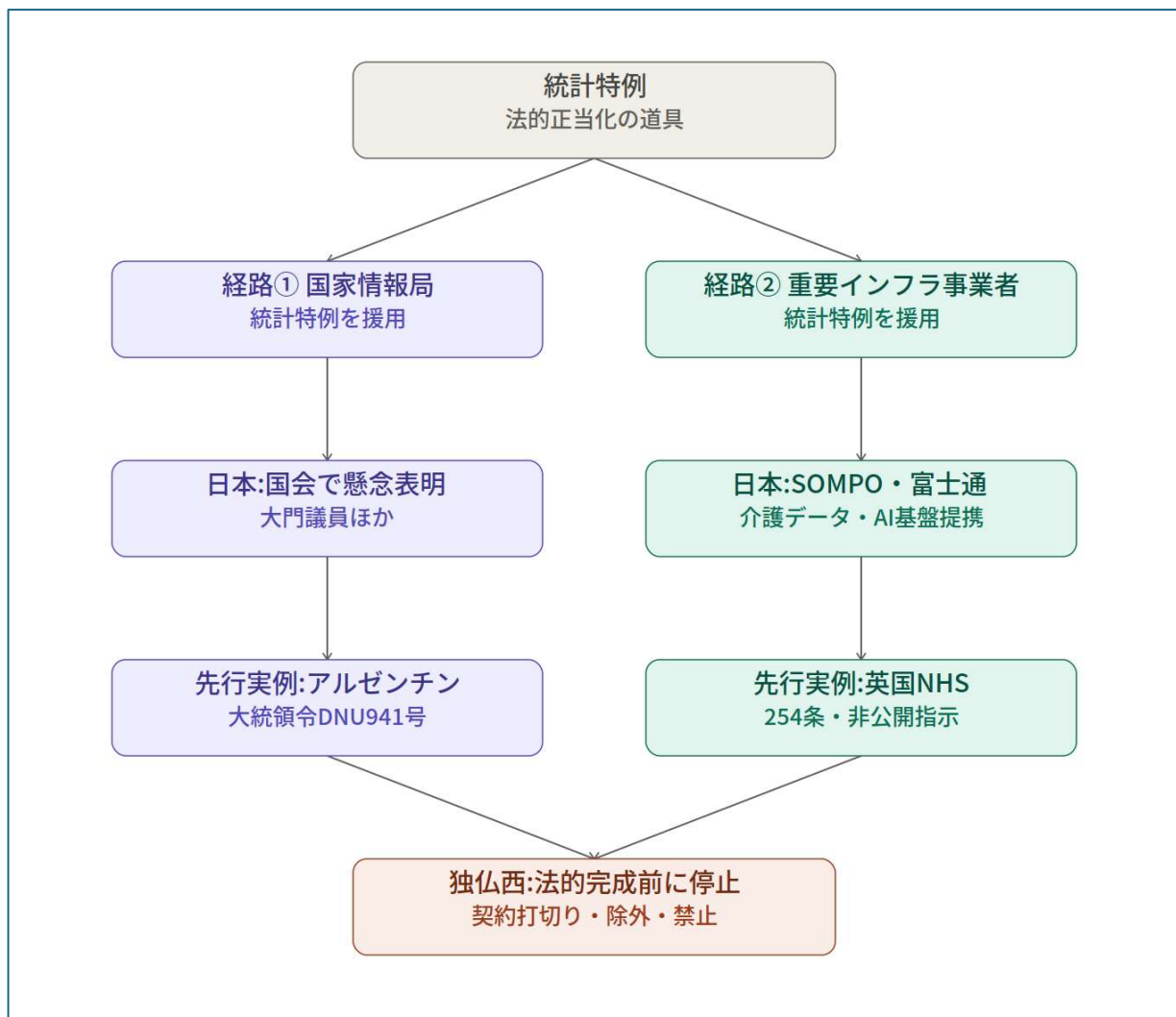
詳細版「統計特例という扉—個人情報保護法改正は、Palantir への道を開くか」の要約版

発行日：2026 年 7 月 14 日 発行元：一般財団法人日本危機管理研究所

● 問題の所在

2026 年 7 月 10 日、改正個人情報保護法が成立し、AI 開発・統計作成目的であれば本人同意なく個人データを第三者提供できる「統計特例」が新設された。本稿は、この統計特例が、①国家情報局、②重要インフラ事業者という 2 つの主体によって、Palantir 等の技術主権的アクター（国家に匹敵する規模のデータ・AI 技術を保有する民間企業）へのデータ提供を法的に正当化する“道具”として、将来使われうるかを検証する。

図 1 統計特例が生む 2 つの経路の構造図



本稿における各経路の現在地

経路①

国会で懸念表明・政府は運用限定を説明（法的完成前）

経路②

民間で先行事例あり・統計特例の活用は未確認（法的完成前）

※本稿の分析は断定的な予測ではなく、継続的な早期警戒のための観察基準として位置づける（詳細版第2～4章）

出典：詳細版本文（一次資料に基づく）

● 現状評価

本稿の分析において、日本は経路①・経路②のいずれについても「法的完成前」の段階に位置づけられるに過ぎない。これは「危機が進行している」ことを意味しないが、統計特例の施行（公布後2年以内）と国家情報局の発足（2026年夏予定）という制度設計の節目において、早期に観察基準を持つことの価値は高い。

● 提言

- 提言① 統計特例の行政利用（国家情報局等による援用）について、行政機関から独立した第三者機関が定期的に検証する仕組みを設ける。
- 提言② 統計特例に、氏名等の匿名化を義務付ける規定を追加する。
- 提言③ 統計特例に基づくデータ提供が真に統計作成等の目的にとどまっているかを、事業者から独立した第三者機関が継続的に検証する体制を設置する。
- 提言④ 防衛・医療・介護等の機微性の高い領域でAIシステムを導入する際、基盤モデルの提供企業・提供国を特定し、地政学的リスクを評価項目に明記する制度を設ける。
- 提言⑤ 国際共同AI開発における開発データのアクセス権・セキュリティクリアランス制度の整備を急ぐ。
- 提言⑥ 独・仏・西の経験に学び、技術主権的アクターとの関係を「完成前に見直す」具体的な判断基準を、あらかじめ制度として明文化する。

● 本ブリーフの位置づけ

本ブリーフは、統計特例・国会審議（大門実紀史議員質疑と政府答弁）・SOMPO/富士通の事例・英独仏西の比較事例の詳細な検証を含む詳細版「統計特例という扉」の要約である。詳細版では、本ブリーフの各提言の根拠となる一次資料（国会会議録、企業公式発表、海外議会資料等）とその検証過程を明示している。